

令和5年度第5回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年 8月 8日(火) 午後1時30分から午後3時20分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (18名)

会長	8番	濱田 香	会長職務代理者	6番	田 渕 緑
委員	1番	福田 淳一郎	委員		
〃	2番	中村 精	〃	13番	藏内 敏博
〃	3番	山田 準二	〃	14番	石谷 隆
〃	4番	砂川 重雄	〃	15番	柳田 和廣
〃	5番	建部 憲二	〃	16番	竹森 潔
〃	7番	小林 照美	〃	17番	福安 修
〃	9番	小林 光徳	〃	18番	岩永 正司
〃	10番	下田 義男	〃	19番	川上 信温
〃	11番	河毛 早苗			

4. 欠席委員 (1名)

委員 12番 山本 曉子

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 20名)

せんだい	有田 裕	福部町	谷口 泰彦
高草	前田 洋	河原町	梶川 和生
高草	内田 洋之助	河原町	木下 嘉広
高草	山岡 茂	用瀬町	西村 勝
湖南	森 清美	用瀬町	池本 和明
湖南	木浪 哲夫	佐治町	山下 増治
湖東	村上 文夫	気高町	浜辺 信康
湖東	佐々木 文仁	気高町	藤本 武夫
国府町	山脇 隆	鹿野町	谷口 和人
福部町	平林 秀庸	青谷町	田中 篤志

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 27号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 28号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 29号 農地転用事業計画変更申請について
 議案第 30号 鳥取農業振興地域整備計画の変更について
 議案第 31号 非農地証明について
 議案第 32号 鳥取市農用地利用集積計画について
 議案第 33号 鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
 (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
 (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
 (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
 (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 広谷局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	ただ今から、令和5年度第5回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局 長	まず、定足数の確認ですが、本日は議席番号12番の山本委員から欠席の報告がありました。19名中18名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議 長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号1番 福田(淳)委員、2番 中村委員にお願いします。
議 長	それでは、議事に入ります。議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号27番が取下げになっております。 それでは、議案の説明に移ります。 整理番号22番は、国府町神垣で売買による所有権移転 整理番号23番は、菖蒲で売買による所有権移転となっております。 この菖蒲の件ですが、譲受人の住所地が大阪市になっておりまして、状況を確認したところ、鳥取市古海の出身の方で月に1、2回鳥取市へ帰省して、申請地の隣接地で小さな面積、200㎡くらいになりますが、耕作しておられる方ようです。 今回、農地の取得に至った経緯は、申請地が自分の所有する農地だと思って、自己所有の農地と一体的にこれまで耕作していたところ、他人の農地だということが判明し、買い取るようになったようです。 譲受人が県外の方ですので、念のため、県の担当課に照会したところ、許可できない事由はないと回答がありました。許可することができる案件と思われれます。 整理番号24番は、桂見で贈与による所有権移転 整理番号25番は、宮谷で贈与による所有権移転 整理番号26番は、賀露町南四丁目で売買による所有権移転 整理番号28番は、湖山町南二丁目で贈与による所有権移転となります。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議 長	それでは、整理番号22番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山田委員	譲受人は、(申請地を)長年耕作されておられます。現地は、一部が野菜、一部に柿が植わっており、ずっと耕作しておられます。 8月3日に、私と推進委員の山本さん、事務局、譲受人の奥さんと現地を確認しました。他の所有地を耕作しているのかどうか等確認させていただきました。 チェックシートに照らし合わせても問題はないということで、この案件は申請通り許可してもよいと現地確認を終えました。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号22番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号23番を審議します。担当推進委員、前田委員の報告をお願いします。
前田委員		去る8月8日、中村農業委員さん、事務局と一緒に現地を確認しました。 先ほど、事務局より説明がありましたが、本件については、大阪に在住の方が譲受人となっております。 大阪に住まれておられますけど、家が鳥取市古海にありまして、圃場が近くにありません。元々、所有しておられる農地を帰ってきて耕作しておられます。 今回、譲受しようとしておられる15㎡の農地と本人が所有しておられる農地が一体化しておられまして、自分の物だと思って耕作しておられたようです。 現地を見ますと、その部分にキンカンが植えてありました。譲受人が管理しておられる状況です。 自己所有の農地は、耕作しておられまして、全く支障がない状態とっております。 他に15㎡の農地を耕作される方もおられませんし、好ましい姿になるということで支障がないとっております。
議	長	引き続き、担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中村委員		ただ今、前田推進委員の言ったとおりですが、若干付け加えておきますと、農業に常時従事するという一文がございますが、但し書きがございます、当該作業に支障のない場合は、この限りではないということで、1か月に1回帰って耕作すれば支障がないと思われまます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号23番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号24番を審議します。担当推進委員、森委員の報告をお願いします。
森委員		8月1日、農業委員の福田さん、事務局と3人で現地確認しました。 申請地は、ずっと長年耕作されてきましたが、年とともに難しくなって、次男(譲受人)が母(譲渡人)の手伝いしてきました。 夫婦で一緒に耕作されるので、何の問題もありません。
議	長	引き続きまして、担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		補足します。 譲受人は、分家で定年退職を機に譲り受ようとしている農地を母と一緒に耕されてきたようです。 この度、下限面積が無くなって、農地を所有するための3条申請です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。

		整理番号24番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号25番を審議します。担当推進委員、山岡委員の報告をお願いします。
山岡委員		8月2日、農業委員の小林さん、事務局と三者で現地確認しました。 確認したところ、現状は、水田として利用されていました。 所有権移転で贈与、親子関係ということで、そのまま、水田として利用されると思いますので、問題ないと思います。
議	長	引き続きまして、担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員		現地は、水稲が作付けされておりまして、適正に管理されていると思います。 譲受人である息子さんに電話を差し上げたところ、父から引き継いで、引き続き水稲を作られるということですので、許可申請に支障はないと考えられます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号25番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号26番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村上委員		7月31日、川上委員と自分、本人(譲受人)とで現地確認いたしました。 現地は、荒地になっておりましたが、本人曰く、1年かけてでも畑に戻すということでした。この畑では、さつまいもの栽培に取り組むということです。 譲受人の所有地は畑が1379㎡で、さつまいもの栽培に取り組んでいます。全くの専業農家であります。農機具は、トラクターと畝立て機を所有されて、ハウスの方に保管されています。 譲渡人とは元々、同じ町内で大阪在住ですが、譲渡人の方から今回の話をいただいたようです。
議	長	引き続きまして、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員		ただ今、村上委員の報告のとおりです。私の方から何も言うことはありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号28番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村上委員		8月1日に、川上委員、譲受人で現地にて話し合いを持ちました。 現地は、令和4年までは、水稲を耕作されておりましたが、5年度は耕作しておりませんが、正常な農地でございます。 今回、無償という理由は、息子さんが亡くなり、娘さんも耕作しないということで、行政書士から土地改良区に連絡があり、誰か耕作してくれる人を探してくれと譲受人に連絡がありました。 譲受人も無償でよいからと何人かに当たってみましたが無い、無償でも要らないとの

		<p>ことでした。</p> <p>近年、耕作放棄地が増えていく中で、少しでも耕作していない農地を耕作したいという事で譲受人が手を挙げました。</p> <p>農機の方ですが、トラクター、畝立て機、管理機3台を所有されております。</p> <p>所有地は、水稻20アール弱、野菜15アール、借地が23アールで直売所等へ出荷されておられます。</p> <p>今回の田、1412㎡は、来年度から水稻を作付けされる予定です。</p>
議	長	引き続きまして、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川	上 委 員	ただ今、村上委員から丁寧に報告のあったとおりです。私の方から何も言うことはありません。
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。</p> <p>以上で議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。</p> <p>続きまして議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務 局	<p>整理番号14番は、すでに転用許可されておりましたので、取下げとなりました。</p> <p>整理番号13番と15番から20番の7件でございます。</p> <p>整理番号13番、申請地は気高町新町二丁目、転用目的は資材置場、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。</p> <p>整理番号15番、申請地は河原町郷原、転用目的は住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。</p> <p>整理番号16番、申請地は気高町常松、転用目的は駐車場及び資材置場、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。</p> <p>整理番号17番、申請地は用瀬町鷹狩、転用目的は住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。</p> <p>整理番号18番、申請地は鹿野町岡木、転用目的は住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。</p> <p>整理番号19番、申請地は気高町新町一丁目、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。</p> <p>整理番号20番、申請地は用瀬町美成、転用目的は駐車場、農地区分は第1種農地、許可根拠は既存施設の拡張です。</p>
議	長	整理番号13番を審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜	辺 委 員	8月2日に石谷農業委員、事務局と私の3人で現地確認を行いました。申請人は高齢で、今の墓地が山の中にあり時間もかかることから、自宅に近いところに移転したいとのことです。県道沿いで墓地を見ないようにフェンスも設置しますが、周辺の農地には問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。
石	谷 委 員	報告のとおりで問題ありません。
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	無いようですので採決に入ります。

議	長	整理番号13番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号15番を審議します。担当推進委員 梶川委員の報告をお願いします。
梶川委員		チェックシートにて確認するべきですが、結論から言って保留すべきである。土地の面積が登記簿上と求積図と違っていています。申請するのに根幹的な部分であるので、申請人に登記簿面積か求積図面積にしてもらうべきであると判断します。
議	長	記載されている面積が違うということですか。
梶川委員		どちらが正しいのかわかりませんが、登記簿面積と求積図面積が違っている。
事務局		求積図は実測であり、登記簿と差がありますが、申請者に確認したところ、転用許可後に地目変更を併せて錯誤で面積修正することを確認しております。
議	長	錯誤ということですので、審議してもらいます。
事務局		登記簿面積で審議していただきたいと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河毛委員		梶川推進委員、私、事務局、貸人の家族により現地確認を行い、チェックシートに沿って確認し、問題はありませんでした。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号15番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号16番を審議します。担当推進委員 藤本委員の報告をお願いします。
藤本委員		8月3日に柳田農業委員、事務局、私、譲受人で現地確認を行い、駐車場等にされるということで問題ありませんでした。
議	長	引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員		北側に譲受人の事務所、西側に県道、東と南側は山林となっており、県道から1mぐらい低い土地となっています。申請人は建設業、運送業、産業廃棄物収集運搬などを営んでおり、駐車場、資材置場を拡大したいということで、譲渡人をお願いしたところです。許可後は県道の高さまで盛土をすると併せて水路改修も行う予定されている。周囲の農地には影響はありませんので、よろしく願いいたします。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号16番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号17番を審議します。担当推進委員 西村委員の報告をお願いします。
西村委員	8月3日に小林(照)農業委員、池本推進委員、事務局、私、申請人で現地確認を行いました。申請人は親子であり、子どもが本宅の横に家を建てるということで、問題はないと思います。
議 長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員	西村推進委員の報告のとおり問題ありませんし、残りの土地は、従前どおり耕作されるということでした。
議 長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号17番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号18番を審議します。担当推進委員 谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員	8月4日に砂川農業委員と現地確認を行いました。隣地の農地、水路、他の耕作者について、問題ないと判断しましたので、よろしくお願いいたします。
議 長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員	谷口(和)推進委員の報告のとおりです。
議 長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号18番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号19番を審議します。担当推進委員 浜辺委員の報告をお願いします。
浜辺委員	譲受人は、東部地区に勤め先があり、中部地区に住んでいる親との中間地点で、学校等が近くにあるので、こちらに移りたいとのことです。被害防除計画を見ても近隣に農地は無いので問題ないと思います。
議 長	引き続き、担当農業委員、石谷委員報告をお願いします。
石谷委員	住宅建築であり、浜辺推進委員の報告のとおりです。
議 長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号19番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号20番を審議します。担当推進委員 西村委員の報告をお願いします。
	西村委員	8月3日に小林(照)農業委員、池本推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。申請地の隣に申請人の駐車場があり、その駐車場の拡張という申請です。特に問題はないと思いました。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
	小林(照)委員	譲渡人は、市内に住んでおり、集落との付き合いも無く、申請地は長らく譲受人の関係者が管理されており、駐車場を拡張したいということで整理されるものです。よろしくお願ひいたします。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号20番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第29号「転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
	事務局	整理番号4番の1件でございます。 整理番号4番、申請地は気高町上光、転用目的は木材仮置場、変更内容は期間延長です。
議	長	整理番号4番を審議します。担当推進委員、藤本委員の報告をお願いします。
	藤本委員	東部森林組合が木材の仮置場としている場所ですが、現地確認をした時には鉄板を敷いていなかったのですが、昨日は敷いていました。
議	長	引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
	柳田委員	藤本推進委員が説明されたとおり、鉄板を敷くことにされていたのに敷いていなくて、事務局を通じて指導して、藤本推進委員が敷いているの確認されているようですので、問題ありません。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号4番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第29号「転用事業計画変更申請について」を終了します。 引き続き議案第30号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局	この度は、農用地区域への編入は無く、農用地区域からの除外の3件でございます。用瀬1、土地の所在は用瀬町古用瀬、具体的な理由等は墓地の整備です。鳥取1、土地の所在は吉岡温泉町、具体的な理由等は駐車場の整備です。福部1、土地の所在は福部町中、具体的な理由等は住宅と農機具保管庫の設置です。
議長	用瀬1を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員	8月3日に小林(照)農業委員、西村推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。お寺の墓地が狭くなっているということで、墓地を増やしたいということです。隣はお寺であり、水田として集積されている場所とは、若干離れておりますので、全く問題ないと判断いたしました。
議長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員	池本推進委員から詳しく報告されましたので、意見はありません。
議長	質問、意見はありませんか。
岩永委員	業者には許可できないと聞いておりますけど、許可されるのですか。
議長	事務局で確認をしていただく時間を取りたいと思います。その他、質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	少しだけ保留させていただき、次の審議に入ります。鳥取1を審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木浪委員	7月30日に福田(淳)委員と現地確認を行いました。場所が分かりにくかったので、申請者の家族に出てきてもらって、場所を確認しました。内容については、農業振興地域以外で探すけどなくて、ここに駐車場として利用するそうです。チェックシートに基づきまして確認しましたら、問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。
議長	引き続き、担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員	現地確認の結果、農業用倉庫の前の土地だから分かりにくかったですが、駐車場にするのが一番いいなと判断しました。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。鳥取1につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。福部1を審議します。担当推進委員、平林委員の報告をお願いします。
平林委員	8月4日濱田農業委員、事務局と私の3名で現地確認を行いました。これは、田んぼの一部を住宅地にするということです。元の住宅は集落の一番奥の方にあり、家に帰るまでの道も狭く、雪が降った時は不便ということで、集落の入口の場所に移りたいということです。

議	長	担当農業委員は、濱田ですが、問題ありません。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 福部1につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。
竹 森 委 員		用瀬1で、墓地を販売できるのは、石屋さんとお寺となっているので、お寺なら良いと思うのですが。
議	長	具体的な内容については、事務局が確認中なので、戻ってから確認します。
浜 辺 委 員		農政企画課の職員がここに出向いて、なぜ除外が必要なのか説明をした方がよい。 また、新しい委員になったことですし、4条、5条のように現地確認をする必要はあるのですが、公告縦覧期間もあり、急に出されても意見は言えないと思う。
議	長	農振除外については、農業委員会の意見を聞くことになっております。除外後に4条、5条の申請がされることになっていきます。事務局で補足はありますか。
事 務 局		以前は、農政企画課の職員が来て説明をしていた時もありますが、農業委員会の意見として、本当に転用が可能なのかを判断させていただくということで、意見を返しているところです。確かに除外された後に転用申請という流れですが、除外する段階で転用の見込みがあるかないかによって、農業振興地から除外できるかできないかになります。農業委員の方はほとんど変わってないのですが、推進委員は新しい方もいらっしゃるので、今回は来て説明してもらってもよかったかなと思います。また、機会はありますので、農政企画課の職員に説明をしていただきたいと思います。
議	長	よろしいでしょうか。
藏 内 委 員		先ほどの墓地の件ですが、墓地埋葬法関係で申請書をみると代表役員となっており、宗教法人の代表として、墓地を霊園のように経営する場合は許可されないと思います。
議	長	行政書士の立場からご意見をいただき、宗教法人として墓地を作ることは可能だが、企業として販売することできないということです。
岩 永 委 員		宗教法人でも販売はできないのでは。
竹 森 委 員		宗教法人ならできる。
議	長	他に、質問、意見はありませんか。
佐々木委員		農振除外の件ですが、三津地区のような大きな場合(20,000㎡)は、どのような流れになるのか教えていただきたい。
議	長	難しい案件ですので、改めて準備しておいてください。
議	長	用瀬1について、事務局より追加の説明をお願いします。
事 務 局		まず、墓地経営につきましては、生活環境課に確認して、お寺でも問題ありません。

		また、すべての経費を区画数に分けて、販売するとのことです。
議	長	用瀬1につきまして原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第30号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」を終了します。 引き続き議案第31号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号50番から61番までの全部で12件となります。申請地、申請者、事由、 現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号50番を審議します。担当推進委員、木下委員の報告をお願いします。
木 下 委 員		8月2日に農業委員と事務局、申請人と合計4名で現地確認をしました。最初の1筆 目は、昭和38年に建物を新築し、隣接地と一体的に宅地として利用しているというも のです。2筆目の現況は、お寺の駐車場として利用されているというものです。2筆と も、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しており、問題ないと判断しま した。以上、ご審議をお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号50番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号51番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。 す。
谷口(泰)委員		8月4日に農業委員1名、推進委員2名、事務局1名の4名で現地確認をしました。 申請地は以前、野菜を作っていましたが、農免道路をつくる時に残土を入れて以降、作 付けはしていないというものです。今後も作付けしないということで非農地申請を提出 されたというものです。問題ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号51番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号52番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の建部委員の 報告をお願いします。
建 部 委 員		8月1日に推進委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は倉庫が建設され ており、50年以上使用され現在に至っております。復元も不可能ですので非農地でや むを得ないと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号52番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号53番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有 田 委 員		8月1日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地の現状は、背丈を超えるセイタカアワダチソウが生えており、近隣の住民に確認したところ、2、30年は耕作していないとのことでした。非農地で問題ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号53番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号54番を審議します。担当推進委員、山脇委員の報告をお願いします。
山 脇 委 員		8月2日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。現況は、20年以上耕作しておりませんで、雑草が生えています。県道拡幅に伴い20年以上経過しており、自然潰廃した土地ですので問題はありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号54番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号55番を審議します。担当推進委員、森委員の報告をお願いします。
森 委 員		8月1日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は、20年以上耕作しておらず、雑草・雑木・竹等が繁茂しており、復旧が困難な農地になりますので問題はありません。よろしくお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号55番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号56番を審議します。担当推進委員、内田委員の報告をお願いします。
内 田 委 員		8月4日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。昭和59年に倉庫が建てられまして、現況は隣接地の宅地と一体的に利用しており、問題はありません。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号56番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号57番を審議します。担当推進委員が欠席ですので、農業委員の竹森委員の報告をお願いします。
竹森委員		8月3日に農業委員2名、推進委員1名、事務局と申請者の息子さん5名で現地確認をしました。申請地の周辺は、山を開拓して作った梨畑です。その梨畑を通り横道に入っていました。申請地は、道路下で周辺は樹木が生えており、道路からの目視でしか確認できませんでした。鳥取県非農地証明対象地基準に照らし合わせ、長期間耕作放棄され、30年以上経過しており農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号57番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号58番を審議します。担当推進委員、田中(篤)委員の報告をお願いします。
田中(篤)委員		8月3日に農業委員2名、推進委員2名、事務局の合計5名で現地確認をしました。申請地は、2メートル強の草畑となっており、農地として再生するのは困難な土地でした。また、20年以上前から耕作しておらずチェックシートに照らし合わせても、非農地にしても問題ないと判断しました。よろしくをお願いします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号58番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号59番を審議します。担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。
佐々木委員		8月3日に農業委員1名と推進委員2名、事務局と申請者の5名で現地確認をしました。現地は雑草の状態です。平成8年頃に住宅の展示場として利用されていましたが、その後、移転、建物を解体し、農地として耕作をする予定でしたが作り手が見つからず、20年以上耕作放棄となり、非農地申請をしたというものです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号59番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号60番を審議します。担当推進委員が欠席ですので代わりに、同じ区域の推進委員、山下委員の報告をお願いします。
山 下 委 員		8月4日に農業委員1名、推進委員2名、事務局の4名で現地確認をしました。申請地は母屋の裏側でした。築50年位の蔵と倉庫があり、畑として機能していませんでした。チェックシートを確認し、鳥取県非農地証明対象地基準の④人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号60番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号61番を審議します。担当推進委員、山下委員の報告をお願いします。
山 下 委 員		8月4日に農業委員と事務局の3名で現地確認をしました。申請地は40年以上前から耕作していないので、原野化・山林化しており復旧が困難な農地です。チェックシートを確認し、鳥取県非農地証明対象地基準の④人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号61番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 以上で議案第31号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第32号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		鳥取市長から、令和5年8月24日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規 3件、更新 19件、計 22件、面積は、田 27, 440㎡で、畑 10, 359㎡、その他が10, 402㎡となっており、計 48, 201㎡です 権利種別の内訳は、賃借権13件、使用貸借による権利9件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	議案第32号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第32号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続き、議案第33号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局		<p>これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。</p> <p>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田 42,886㎡、畑 22,826㎡、総計65,712㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権25件、使用貸借による権利32件の合計57件となっております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>一括で質問・意見を受け付けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第33号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について</p> <p>(2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について</p> <p>(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</p> <p>(4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について</p> <p>(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p>
議	長	<p>無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和5年度第5回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後3時20分</p>